

# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、我が国全体として、実効ある震災対策の推進を図る観点から、東日本大震災における災害応急対策の実施状況や今後の震災に備えた災害応急対策の検討状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

内閣府、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

### (2) 関連調査等対象機関

都道府県（47）、市町村（176）、日本赤十字社、民間事業者等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 16事務所（青森、山形、茨城、千葉、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、京都、兵庫、岡山、愛媛、大分、宮崎）

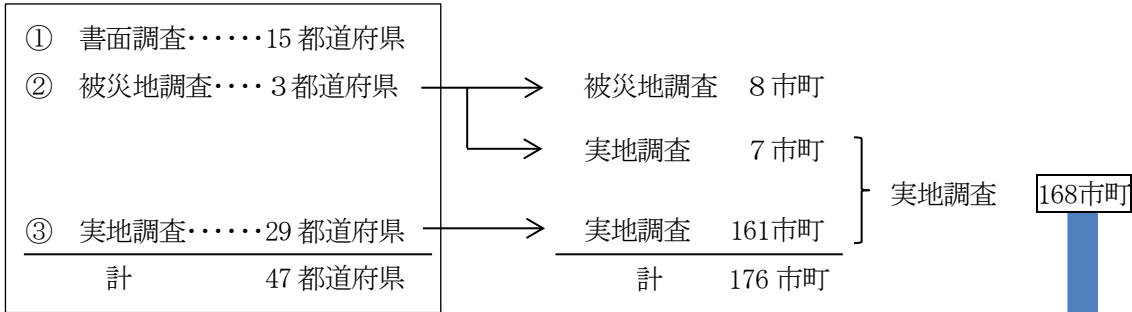
## 4 実施時期

平成24年12月～26年6月

調査対象地方公共団体の全体像

【都道府県】

【市町】



(注) 本報告書において、「書面調査」とは主な事項について、書面（調査表）への記載を依頼し回答を得ることにより調査したものを、「被災地調査」とは東日本大震災の被災地のうち、「岩手県」、「宮城県」及び「福島県」の3県並びに当該3県の管内市町村において、主に、東日本大震災時の応急対策の実施状況を当省の担当官が聴取等することにより調査したものを、「実地調査」とは当省の担当官が聴取等することにより調査したものをいう。

(実地調査対象168市町の内訳)

区 分		管内に 海岸あり	管内に 海岸なし	合 計
市	指定都市	11市	3市	14市
	中核市	12市	10市	22市
	特例市	9市	10市	19市
	上記以外	45市	56市	101市
	計 (a)	77市	79市	156市
町 (b)	8町	4町	12町	
合 計(a+b)		85市町	83市町	168市町

<参考> 実地調査対象 168 市町の関係特別措置法に基づく指定地域別内訳

区 分	指定市町村数	左のうち、調査対象数
大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域	157 市町村	33 市町 (21.0%)
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域	414 市町村	78 市町 (18.8%)
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域	117 市町村	11 市町 (9.4%)

(注) ( ) 内は、「指定市町村数」に占める「調査対象数」の割合を示す。